

株式会社レッツネクスト（以下、「会社」という）と、株式会社LET'S NEXT従業員代表は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

対象となる派遣労働者の範囲

第1条 本協定は、派遣先で業務に従事する全派遣労働者（以下、「対象従業員」という）に適用する。

2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。

3 会社は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の運用を除外しないものとする。

賃金の構成

第2条 対象従業員の賃金は、基本給、調整給、精勤手当、勤務手当、特別手当、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

賃金の決定方法

第3条 対象従業員の基本給、賞与及び手当（第2条に掲げる賃金のうち、基本給、賞与、第5条から第7条の手当を除く。以下同じ。）の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号のとおりとする。

(1) 次号以下に掲げる条件を満たした別表1の「2」、「4」、「6」、「9」、「11」、「13」、「16」、「18」、「20」、「23」、「25」、「27」、「30」、「32」、「34」、「37」、「39」、「41」、「44」、「46」、「48」、「51」、「53」、「55」、「58」、「60」、「62」、「65」、「67」、「69」、「72」、「74」、「76」、「79」、「81」、「83」、「86」、「88」、「90」、「93」、「95」、「97」のとおりとする。

(2) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和6年8月27日職発0827第1号「令和7年度の「労働者派遣法第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下、「通達」という）に定める。

※次の①～③の場合には、その理由を労使協定に記録する

- ① 職種ごとに賃金構造基本統計調査と職業安定業務統計を使い分ける場合
- ② 職業安定業務統計を用いる場合であって、次のように職業分類を使い分ける場合
 - ・「大分類」と「当該大分類内の中分類または小分類」
 - ・「中分類」と「当該中分類内の小分類」
- ③ 職業安定局長通知で示した以外の他の公式統計または独自統計を用いる場合

(3) 通勤手当については、第6条のとおりとする。

(4) 地域調整については、就業地が愛知県・岐阜県・三重県内に限られることから、通達に定める「地域指数」の「愛知県」「岐阜県」「三重県」により調整する。

第4条 対象従業員の基本給、調整給、精勤手当、勤務手当、特別手当及び賞与は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

- (1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
- (2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること
 - Aランク：10年
 - Bランク：3年
 - Cランク：0年

2 会社は、第9条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、スタッフ賃金規程第3条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条に準じて支払うこととする。

また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、スタッフ賃金規程第22条に準じて、法律の定めに従って支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、次の各号のとおりとする。

- (1) 第3条第3号に関し、通勤手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額を73円（時給換算額）とする。この場合の基本給、賞与及び手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、第3条第1号に関わらず、第3条第2号及び第4号を満たした別表1の「3」、「5」、「7」、「10」、「12」、「14」、「17」、「19」、「21」、「24」、「26」、「28」、「31」、「33」、「35」、「38」、「40」、「42」、「45」、「47」、「49」、「52」、「54」、「56」、「59」、「61」、「63」、「66」、「68」、「70」、「73」、「75」、「77」、「80」、「82」、「84」、「87」、「89」、「91」、「94」、「96」、「98」のとおりとする。
- (2) 前号の適用ができない場合は、本人と合意の下で対象従業員の通勤手当を通勤に要する実費に相当する額を支給する。
但し、通勤距離が片道2km未満は支給しない。

第7条 対象従業員の退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は次の各号に掲げる条件を満たした別表3のとおりとする。

- (1) 退職手当の受給に必要な最低勤続年数：
通達に定める「令和4年中小企業の賃金・退職金事情」（東京都）の「退職一時金受給のための最低勤続年数」において、最も回答割合の高かったもの（自己都合退職及び会社都合退職のいずれも3年）
- (2) 退職時の勤続年数ごと（3年、5年、10年、15年、20年、25年、30年、33年）の支給月数：「令和4年中小企業の賃金・退職金事情」（東京都）の大学卒の場合の支給率（月数）に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合をかけた数値（71.5%）として通達に定めるもの

第8条 対象従業員の退職手当は、次の各号に掲げる条件を満たした別表4のとおりとする。ただし、退職手当制度を開始した令和2年4月1日以前の勤続年数の取り扱いについては、労使で協議して別途定める。

- (1) 別表3に示したものと比べて、退職手当の受給に必要な最低勤続年数が同年数以下であること
- (2) 別表3に示したものと比べて、退職時の勤続年数ごとの退職手当の支給月数が同月数以上であること
- (3) 嘱託スタッフについては、退職金を支給しない。

賃金の決定に当たっての評価

第9条 賞与の決定は、半期ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法はスタッフ賃金規程第26条に定める方法を準用し、その評価結果に基づき、別表2の備考1のとおり、賞与額を決定する。

賃金以外の待遇

第10条 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と均等・均衡を確保し、正社員就業規則第14条から第18条、第56条から第65条、第81条、第93条までの規定を準用し、具体的な待遇については、スタッフ就業規則により定める。

教育訓練

第11条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「当社教育訓練実施計画」に従って着実に実施する。

その他

第12条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

有効期間

第13条 本協定の有効期間は、令和7年8月1日から令和8年3月31日までの1年間とする。

2 本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める協定対象派遣労働者の賃金の額を基礎として、協定対象派

遣労働者の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

令和7年8月1日

株式会社レッツネクスト 代表取締役 植松 洋平



株式会社レッツネクスト 従業員代表 小島 三栄子



別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び調整給、精勤手当、勤務手当、特別手当、賞与関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	管理的職業 ※1	通達に定める 職業安定業務 統計調査	1,551	1,799	1,928	1,970	2,063	2,317	2,781
2	地域調整 ※2	(愛知県) 104.8	1,626	1,886	2,021	2,065	2,163	2,429	2,915
3	通勤手当(73円) 上乗せ後		1,699	1,959	2,094	2,138	2,236	2,502	2,988
4	地域調整 ※2	(岐阜県) 100.6	1,561	1,810	1,940	1,982	2,076	2,331	2,798
5	通勤手当(73円) 上乗せ後		1,634	1,883	2,013	2,055	2,149	2,404	2,871
6	地域調整 ※2	(三重県) 99.0	1,536	1,782	1,909	1,951	2,043	2,294	2,754
7	通勤手当(73円) 上乗せ後		1,609	1,855	1,982	2,024	2,116	2,367	2,827

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
8	研究・技術の 職業 ※1	通達に定める 職業安定業務 統計調査	1,423	1,651	1,769	1,807	1,893	2,126	2,551
9	地域調整 ※2	(愛知県) 104.8	1,492	1,731	1,854	1,894	1,984	2,229	2,674
10	通勤手当(73円) 上乗せ後		1,565	1,804	1,927	1,967	2,057	2,302	2,747
11	地域調整 ※2	(岐阜県) 100.6	1,432	1,661	1,780	1,818	1,905	2,139	2,567
12	通勤手当(73円) 上乗せ後		1,505	1,734	1,853	1,891	1,978	2,212	2,640
13	地域調整 ※2	(三重県) 99.0	1,409	1,635	1,752	1,789	1,875	2,105	2,526
14	通勤手当(73円) 上乗せ後		1,482	1,708	1,825	1,862	1,948	2,178	2,599

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
15	法務・経営・文化芸術等の専門的職業※1	通達に定める職業安定業務統計調査	1,289	1,495	1,602	1,637	1,714	1,926	2,311
16	地域調整※2	(愛知県) 104.8	1,351	1,567	1,679	1,716	1,797	2,019	2,422
17	通勤手当(73円) 上乗せ後		1,424	1,640	1,752	1,789	1,870	2,092	2,495
18	地域調整※2	(岐阜県) 100.6	1,297	1,504	1,612	1,647	1,725	1,938	2,325
19	通勤手当(73円) 上乗せ後		1,370	1,577	1,685	1,720	1,798	2,011	2,398
20	地域調整※2	(三重県) 99.0	1,277	1,481	1,586	1,621	1,697	1,907	2,288
21	通勤手当(73円) 上乗せ後		1,350	1,554	1,659	1,694	1,770	1,980	2,361

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
22	医療・看護・保健の職業※1	通達に定める職業安定業務統計調査	1,325	1,537	1,647	1,683	1,762	1,980	2,376
23	地域調整※2	(愛知県) 104.8	1,389	1,611	1,727	1,764	1,847	2,076	2,491
24	通勤手当(73円) 上乗せ後		1,462	1,684	1,800	1,837	1,920	2,149	2,564
25	地域調整※2	(岐阜県) 100.6	1,333	1,547	1,657	1,694	1,773	1,992	2,391
26	通勤手当(73円) 上乗せ後		1,406	1,620	1,730	1,767	1,846	2,065	2,464
27	地域調整※2	(三重県) 99.0	1,312	1,522	1,631	1,667	1,745	1,961	2,353
28	通勤手当(73円) 上乗せ後		1,385	1,595	1,704	1,740	1,818	2,034	2,426

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
29	保育・教育の職業 ※1	通達に定める 職業安定業務 統計調査	1,210	1,404	1,504	1,537	1,609	1,808	2,170
30	地域調整 ※2	(愛知県) 104.8	1,269	1,472	1,577	1,611	1,687	1,895	2,275
31	通勤手当(73円) 上乗せ後		1,342	1,545	1,650	1,684	1,760	1,968	2,348
32	地域調整 ※2	(岐阜県) 100.6	1,218	1,413	1,514	1,547	1,619	1,819	2,184
33	通勤手当(73円) 上乗せ後		1,291	1,486	1,587	1,620	1,692	1,892	2,257
34	地域調整 ※2	(三重県) 99.0	1,198	1,390	1,489	1,522	1,593	1,790	2,149
35	通勤手当(73円) 上乗せ後		1,271	1,463	1,562	1,595	1,666	1,863	2,222

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
36	事務的職業 ※1	通達に定める 職業安定業務 統計調査	1,142	1,325	1,420	1,450	1,519	1,706	2,048
37	地域調整 ※2	(愛知県) 104.8	1,197	1,389	1,489	1,520	1,592	1,788	2,147
38	通勤手当(73円) 上乗せ後		1,270	1,462	1,562	1,593	1,665	1,861	2,220
39	地域調整 ※2	(岐阜県) 100.6	1,149	1,333	1,429	1,459	1,529	1,717	2,061
40	通勤手当(73円) 上乗せ後		1,222	1,406	1,502	1,532	1,602	1,790	2,134
41	地域調整 ※2	(三重県) 99.0	1,131	1,312	1,406	1,436	1,504	1,689	2,028
42	通勤手当(73円) 上乗せ後		1,204	1,385	1,479	1,509	1,577	1,762	2,101

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
43	販売・営業の職業 ※1	通達に定める 職業安定業務 統計調査	1,264	1,466	1,571	1,605	1,681	1,888	2,266
44	地域調整 ※2	(愛知県) 104.8	1,325	1,537	1,647	1,683	1,762	1,979	2,375
45	通勤手当(73円) 上乗せ後		1,398	1,610	1,720	1,756	1,835	2,052	2,448
46	地域調整 ※2	(岐阜県) 100.6	1,272	1,475	1,581	1,615	1,692	1,900	2,280
47	通勤手当(73円) 上乗せ後		1,345	1,548	1,654	1,688	1,765	1,973	2,353
48	地域調整 ※2	(三重県) 99.0	1,252	1,452	1,556	1,589	1,665	1,870	2,244
49	通勤手当(73円) 上乗せ後		1,325	1,525	1,629	1,662	1,738	1,943	2,317

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
50	福祉・介護の職業 ※1	通達に定める 職業安定業務 統計調査	1,215	1,409	1,510	1,543	1,616	1,815	2,178
51	地域調整 ※2	(愛知県) 104.8	1,274	1,477	1,583	1,618	1,694	1,903	2,283
52	通勤手当(73円) 上乗せ後		1,347	1,550	1,656	1,691	1,767	1,976	2,356
53	地域調整 ※2	(岐阜県) 100.6	1,223	1,418	1,520	1,553	1,626	1,826	2,192
54	通勤手当(73円) 上乗せ後		1,296	1,491	1,593	1,626	1,699	1,899	2,265
55	地域調整 ※2	(三重県) 99.0	1,203	1,395	1,495	1,528	1,600	1,797	2,157
56	通勤手当(73円) 上乗せ後		1,276	1,468	1,568	1,601	1,673	1,870	2,230

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
57	サービスの職業 ※1	通達に定める 職業安定業務 統計調査	1,248	1,448	1,551	1,585	1,660	1,865	2,238
58	地域調整 ※2	(愛知県) 104.8	1,308	1,518	1,626	1,662	1,740	1,955	2,346
59	通勤手当(73円) 上乗せ後		1,381	1,591	1,699	1,735	1,813	2,028	2,419
60	地域調整 ※2	(岐阜県) 100.6	1,256	1,457	1,561	1,595	1,670	1,877	2,252
61	通勤手当(73円) 上乗せ後		1,329	1,530	1,634	1,668	1,743	1,950	2,325
62	地域調整 ※2	(三重県) 99.0	1,236	1,434	1,536	1,570	1,644	1,847	2,216
63	通勤手当(73円) 上乗せ後		1,309	1,507	1,609	1,643	1,717	1,920	2,289

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
64	警備・保安の職業 ※1	通達に定める 職業安定業務 統計調査	1,124	1,304	1,397	1,427	1,495	1,679	2,015
65	地域調整 ※2	(愛知県) 104.8	1,178	1,367	1,465	1,496	1,567	1,760	2,112
66	通勤手当(73円) 上乗せ後		1,251	1,440	1,538	1,569	1,640	1,833	2,183
67	地域調整 ※2	(岐阜県) 100.6	1,131	1,312	1,406	1,436	1,504	1,690	2,028
68	通勤手当(73円) 上乗せ後		1,204	1,385	1,479	1,509	1,577	1,763	2,101
69	地域調整 ※2	(三重県) 99.0	1,133	1,291	1,384	1,413	1,481	1,663	1,995
70	通勤手当(73円) 上乗せ後		1,186	1,364	1,457	1,486	1,554	1,736	2,068

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
71	農林漁業の職業 ※1	通達に定める 職業安定業務 統計調査	1,159	1,344	1,441	1,472	1,541	1,732	2,078
72	地域調整 ※2	(愛知県) 104.8	1,215	1,409	1,511	1,543	1,615	1,816	2,178
73	通勤手当(73円) 上乗せ後		1,288	1,482	1,584	1,616	1,688	1,889	2,251
74	地域調整 ※2	(岐阜県) 100.6	1,166	1,353	1,450	1,481	1,551	1,743	2,091
75	通勤手当(73円) 上乗せ後		1,239	1,426	1,523	1,554	1,624	1,816	2,164
76	地域調整 ※2	(三重県) 99.0	1,148	1,331	1,427	1,458	1,526	1,715	2,058
77	通勤手当(73円) 上乗せ後		1,221	1,404	1,500	1,531	1,599	1,788	2,131

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
78	製造・修理・塗装・製図等 の職業※1	通達に定める 職業安定業務 統計調査	1,151	1,335	1,431	1,462	1,531	1,720	2,064
79	地域調整 ※2	(愛知県) 104.8	1,207	1,400	1,500	1,533	1,605	1,803	2,164
80	通勤手当(73円) 上乗せ後		1,280	1,473	1,573	1,606	1,678	1,876	2,237
81	地域調整 ※2	(岐阜県) 100.6	1,158	1,344	1,440	1,471	1,541	1,731	2,077
82	通勤手当(73円) 上乗せ後		1,231	1,417	1,513	1,544	1,614	1,804	2,150
83	地域調整 ※2	(三重県) 99.0	1,140	1,322	1,417	1,448	1,516	1,703	2,044
84	通勤手当(73円) 上乗せ後		1,213	1,395	1,490	1,521	1,589	1,776	2,117

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
85	配送・輸送・機械運転の職業※1	通達に定める職業安定業務統計調査	1,277	1,481	1,587	1,622	1,698	1,908	2,290
86	地域調整※2	(愛知県) 104.8	1,339	1,553	1,664	1,700	1,780	2,000	2,400
87	通勤手当(73円) 上乗せ後		1,412	1,626	1,737	1,773	1,853	2,073	2,473
88	地域調整※2	(岐阜県) 100.6	1,285	1,490	1,597	1,632	1,709	1,920	2,304
89	通勤手当(73円) 上乗せ後		1,358	1,563	1,670	1,705	1,782	1,993	2,377
90	地域調整※2	(三重県) 99.0	1,265	1,467	1,572	1,606	1,682	1,889	2,268
91	通勤手当(73円) 上乗せ後		1,338	1,540	1,645	1,679	1,755	1,962	2,341

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
92	運搬・清掃・包装・選別等の職業※1	通達に定める職業安定業務統計調査	1,158	1,343	1,439	1,471	1,540	1,730	2,076
93	地域調整※2	(愛知県) 104.8	1,214	1,408	1,509	1,542	1,614	1,814	2,176
94	通勤手当(73円) 上乗せ後		1,287	1,481	1,582	1,615	1,687	1,887	2,249
95	地域調整※2	(岐阜県) 100.6	1,165	1,352	1,448	1,480	1,550	1,741	2,089
96	通勤手当(73円) 上乗せ後		1,238	1,425	1,521	1,553	1,623	1,814	2,162
97	地域調整※2	(三重県) 99.0	1,147	1,330	1,425	1,457	1,525	1,713	2,056
98	通勤手当(73円) 上乗せ後		1,220	1,403	1,498	1,530	1,598	1,786	2,129

記入上の注意

※1 職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載
業務の実態から複数の業務に従事する可能性があることから大分類・中分類を使用するものとする。

ただし、業務の実態を踏まえ最も適用する職種がある場合は小分類を使用する。

※2 派遣先事業所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指数を乗じた数値を記載

別表2 対象従業員の基本給及び調整給、精勤手当、勤務手当、特別手当、賞与の額

【管理的職業】

等級	職務の内容	基本給額 及び 調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※ 1)	賞与額 (※ 2)	合計額 (※ 4)
A ランク	上級 (高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,931 ～	387	2,318
B ランク	中級 (熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,642 ～	329	1,971
C ランク	初級 (簡単な熟練を要しない 仕事)	1,292 ～	260	1,552

≥

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※ 3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
2,317	10 年
1,970	3 年
1,551	0 年

〈愛知県〉

等級	職務の内容	基本給額 及び 調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※ 1)	賞与額 (※ 2)	合計額 (※ 4)
A ランク	上級 (高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	2,084 ～	418	2,502
B ランク	中級 (熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,781 ～	357	2,138
C ランク	初級 (簡単な熟練を要しない 仕事)	1,415 ～	284	1,699

≥

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※ 3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
2,502	10 年
2,138	3 年
1,699	0 年

〈岐阜県〉

等級	職務の内容	基本給額 及び 調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※ 1)	賞与額 (※ 2)	合計額 (※ 4)
A ランク	上級 (高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	2,003 ～	402	2,405
B ランク	中級 (熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,712 ～	344	2,056
C ランク	初級 (簡単な熟練を要しない 仕事)	1,361 ～	273	1,634

≥

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※ 3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
2,404	10 年
2,055	3 年
1,634	0 年

〈三重県〉

等級	職務の内容	基本給額 及び 調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※ 1)	賞与額 (※ 2)	合計額 (※ 4)
A ランク	上級 (高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,972 ～	396	2,368
B ランク	中級 (熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,686 ～	338	2,024
C ランク	初級 (簡単な熟練を要しない 仕事)	1,340 ～	269	1,609

≥

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※ 3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
2,367	10 年
2,024	3 年
1,609	0 年

【研究・技術の職業】

等級	職務の内容	基本給額 及び 調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※ 1)	賞与額 (※ 2)	合計額 (※ 4)
A ランク	上級 (高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,771 ～	356	2,127
B ランク	中級 (熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,506 ～	302	1,808
C ランク	初級 (簡単な熟練を要しない 仕事)	1,186 ～	238	1,424

≧

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※ 3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
2,126	10 年
1,807	3 年
1,423	0 年

〈愛知県〉

等級	職務の内容	基本給額 及び 調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※ 1)	賞与額 (※ 2)	合計額 (※ 4)
A ランク	上級 (高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,917 ～	385	2,302
B ランク	中級 (熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,639 ～	329	1,968
C ランク	初級 (簡単な熟練を要しない 仕事)	1,304 ～	262	1,566

≧

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※ 3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
2,302	10 年
1,967	3 年
1,565	0 年

〈岐阜県〉

等級	職務の内容	基本給額 及び 調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※ 1)	賞与額 (※ 2)	合計額 (※ 4)
A ランク	上級 (高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,843 ～	370	2,213
B ランク	中級 (熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,576 ～	316	1,892
C ランク	初級 (簡単な熟練を要しない 仕事)	1,254 ～	252	1,506

≧

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※ 3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
2,212	10 年
1,891	3 年
1,505	0 年

〈三重県〉

等級	職務の内容	基本給額 及び 調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※ 1)	賞与額 (※ 2)	合計額 (※ 4)
A ランク	上級 (高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,815 ～	364	2,179
B ランク	中級 (熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,551 ～	311	1,862
C ランク	初級 (簡単な熟練を要しない 仕事)	1,235 ～	248	1,483

≧

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※ 3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
2,178	10 年
1,862	3 年
1,482	0 年

【法務・経営・文化芸術等の専門的職業】

等級	職務の内容	基本給額 及び 調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※ 1)	賞与額 (※ 2)	合計額 (※ 4)
A ランク	上級 (高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,605 ～	322	1,927
B ランク	中級 (熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,364 ～	274	1,638
C ランク	初級 (簡単な熟練を要しない 仕事)	1,074 ～	216	1,290

≧

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※ 3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
1,926	10 年
1,637	3 年
1,289	0 年

〈愛知県〉

等級	職務の内容	基本給額 及び 調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※ 1)	賞与額 (※ 2)	合計額 (※ 4)
A ランク	上級 (高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,743 ～	350	2,093
B ランク	中級 (熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,490 ～	299	1,789
C ランク	初級 (簡単な熟練を要しない 仕事)	1,187 ～	238	1,425

≧

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※ 3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
2,092	10 年
1,789	3 年
1,424	0 年

〈岐阜県〉

等級	職務の内容	基本給額 及び 調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※ 1)	賞与額 (※ 2)	合計額 (※ 4)
A ランク	上級 (高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,675 ～	336	2,011
B ランク	中級 (熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,433 ～	288	1,721
C ランク	初級 (簡単な熟練を要しない 仕事)	1,141 ～	229	1,370

≧

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※ 3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
2,011	10 年
1,720	3 年
1,370	0 年

〈三重県〉

等級	職務の内容	基本給額 及び 調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※ 1)	賞与額 (※ 2)	合計額 (※ 4)
A ランク	上級 (高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,650 ～	331	1,981
B ランク	中級 (熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,411 ～	283	1,694
C ランク	初級 (簡単な熟練を要しない 仕事)	1,124 ～	226	1,350

≧

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※ 3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
1,980	10 年
1,694	3 年
1,350	0 年

【医療・看護・保健の職業】

等級	職務の内容	基本給額 及び 調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※ 1)	賞与額 (※ 2)	合計額 (※ 4)
A ランク	上級 (高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,650 ～	331	1,981
B ランク	中級 (熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,402 ～	282	1,684
C ランク	初級 (簡単な熟練を要しない 仕事)	1,104 ～	222	1,326

≧

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※ 3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
1,980	10 年
1,683	3 年
1,325	0 年

〈愛知県〉

等級	職務の内容	基本給額 及び 調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※ 1)	賞与額 (※ 2)	合計額 (※ 4)
A ランク	上級 (高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,790 ～	359	2,149
B ランク	中級 (熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,531 ～	307	1,838
C ランク	初級 (簡単な熟練を要しない 仕事)	1,218 ～	245	1,463

≧

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※ 3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
2,149	10 年
1,837	3 年
1,462	0 年

〈岐阜県〉

等級	職務の内容	基本給額 及び 調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※ 1)	賞与額 (※ 2)	合計額 (※ 4)
A ランク	上級 (高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,721 ～	345	2,066
B ランク	中級 (熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,472 ～	295	1,767
C ランク	初級 (簡単な熟練を要しない 仕事)	1,172 ～	235	1,407

≧

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※ 3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
2,065	10 年
1,767	3 年
1,406	0 年

〈三重県〉

等級	職務の内容	基本給額 及び 調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※ 1)	賞与額 (※ 2)	合計額 (※ 4)
A ランク	上級 (高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,694 ～	340	2,034
B ランク	中級 (熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,449 ～	291	1,740
C ランク	初級 (簡単な熟練を要しない 仕事)	1,154 ～	232	1,386

≧

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※ 3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
2,034	10 年
1,740	3 年
1,385	0 年

【保育・教育の職業】

等級	職務の内容	基本給額 及び 調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※ 1)	賞与額 (※ 2)	合計額 (※ 4)
A ランク	上級 (高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,507 ～	302	1,809
B ランク	中級 (熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,281 ～	257	1,538
C ランク	初級 (簡単な熟練を要しない 仕事)	1,008 ～	203	1,211

≧

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※ 3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
1,808	10年
1,537	3年
1,210	0年

〈愛知県〉

等級	職務の内容	基本給額 及び 調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※ 1)	賞与額 (※ 2)	合計額 (※ 4)
A ランク	上級 (高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,640 ～	329	1,969
B ランク	中級 (熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,403 ～	282	1,685
C ランク	初級 (簡単な熟練を要しない 仕事)	1,118 ～	224	1,342

≧

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※ 3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
1,968	10年
1,684	3年
1,342	0年

〈岐阜県〉

等級	職務の内容	基本給額 及び 調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※ 1)	賞与額 (※ 2)	合計額 (※ 4)
A ランク	上級 (高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,576 ～	316	1,892
B ランク	中級 (熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,349 ～	271	1,620
C ランク	初級 (簡単な熟練を要しない 仕事)	1,075 ～	216	1,291

≧

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※ 3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
1,892	10年
1,620	3年
1,291	0年

〈三重県〉

等級	職務の内容	基本給額 及び 調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※ 1)	賞与額 (※ 2)	合計額 (※ 4)
A ランク	上級 (高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,552 ～	312	1,864
B ランク	中級 (熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,329 ～	267	1,596
C ランク	初級 (簡単な熟練を要しない 仕事)	1,059 ～	213	1,272

≧

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※ 3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
1,863	10年
1,595	3年
1,271	0年

【事務的職業】

等級	職務の内容	基本給額 及び 調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※ 1)	賞与額 (※ 2)	合計額 (※ 4)
A ランク	上級 (高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,422 ～	285	1,707
B ランク	中級 (熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,208 ～	243	1,451
C ランク	初級 (簡単な熟練を要しない 仕事)	952 ～	191	1,143

≧

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※ 3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
1,706	10 年
1,450	3 年
1,142	0 年

〈愛知県〉

等級	職務の内容	基本給額 及び 調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※ 1)	賞与額 (※ 2)	合計額 (※ 4)
A ランク	上級 (高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,551 ～	311	1,862
B ランク	中級 (熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,327 ～	266	1,593
C ランク	初級 (簡単な熟練を要しない 仕事)	1,058 ～	213	1,271

≧

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※ 3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
1,861	10 年
1,593	3 年
1,270	0 年

〈岐阜県〉

等級	職務の内容	基本給額 及び 調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※ 1)	賞与額 (※ 2)	合計額 (※ 4)
A ランク	上級 (高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,491 ～	299	1,790
B ランク	中級 (熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,276 ～	256	1,532
C ランク	初級 (簡単な熟練を要しない 仕事)	1,018 ～	205	1,223

≧

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※ 3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
1,790	10 年
1,532	3 年
1,222	0 年

〈三重県〉

等級	職務の内容	基本給額 及び 調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※ 1)	賞与額 (※ 2)	合計額 (※ 4)
A ランク	上級 (高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,468 ～	295	1,763
B ランク	中級 (熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,257 ～	252	1,509
C ランク	初級 (簡単な熟練を要しない 仕事)	1,003 ～	202	1,205

≧

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※ 3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
1,762	10 年
1,509	3 年
1,204	0 年

【販売・営業の職業】

等級	職務の内容	基本給額 及び 調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※ 1)	賞与額 (※ 2)	合計額 (※ 4)
A ランク	上級 (高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,573 ～	316	1,889
B ランク	中級 (熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,337 ～	269	1,606
C ランク	初級 (簡単な熟練を要しない 仕事)	1,053 ～	212	1,265

≧

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※ 3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
1,888	10年
1,605	3年
1,264	0年

〈愛知県〉

等級	職務の内容	基本給額 及び 調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※ 1)	賞与額 (※ 2)	合計額 (※ 4)
A ランク	上級 (高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,710 ～	343	2,053
B ランク	中級 (熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,462 ～	294	1,756
C ランク	初級 (簡単な熟練を要しない 仕事)	1,165 ～	234	1,399

≧

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※ 3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
2,052	10年
1,756	3年
1,398	0年

〈岐阜県〉

等級	職務の内容	基本給額 及び 調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※ 1)	賞与額 (※ 2)	合計額 (※ 4)
A ランク	上級 (高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,643 ～	330	1,973
B ランク	中級 (熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,406 ～	282	1,688
C ランク	初級 (簡単な熟練を要しない 仕事)	1,121 ～	225	1,346

≧

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※ 3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
1,973	10年
1,688	3年
1,345	0年

〈三重県〉

等級	職務の内容	基本給額 及び 調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※ 1)	賞与額 (※ 2)	合計額 (※ 4)
A ランク	上級 (高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,618 ～	325	1,943
B ランク	中級 (熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,385 ～	278	1,663
C ランク	初級 (簡単な熟練を要しない 仕事)	1,104 ～	222	1,326

≧

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※ 3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
1,943	10年
1,662	3年
1,325	0年

【福祉・介護の職業】

等級	職務の内容	基本給額 及び 調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※ 1)	賞与額 (※ 2)	合計額 (※ 4)
A ランク	上級 (高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,512 ～	304	1,816
B ランク	中級 (熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,286 ～	258	1,544
C ランク	初級 (簡単な熟練を要しない 仕事)	1,013 ～	203	1,216

≧

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※ 3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
1,815	10年
1,543	3年
1,215	0年

〈愛知県〉

等級	職務の内容	基本給額 及び 調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※ 1)	賞与額 (※ 2)	合計額 (※ 4)
A ランク	上級 (高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,646 ～	330	1,976
B ランク	中級 (熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,408 ～	283	1,691
C ランク	初級 (簡単な熟練を要しない 仕事)	1,122 ～	225	1,347

≧

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※ 3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
1,976	10年
1,691	3年
1,347	0年

〈岐阜県〉

等級	職務の内容	基本給額 及び 調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※ 1)	賞与額 (※ 2)	合計額 (※ 4)
A ランク	上級 (高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,582 ～	318	1,900
B ランク	中級 (熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,354 ～	272	1,626
C ランク	初級 (簡単な熟練を要しない 仕事)	1,079 ～	217	1,296

≧

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※ 3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
1,899	10年
1,626	3年
1,296	0年

〈三重県〉

等級	職務の内容	基本給額 及び 調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※ 1)	賞与額 (※ 2)	合計額 (※ 4)
A ランク	上級 (高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,558 ～	313	1,871
B ランク	中級 (熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,334 ～	268	1,602
C ランク	初級 (簡単な熟練を要しない 仕事)	1,063 ～	214	1,277

≧

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※ 3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
1,870	10年
1,601	3年
1,276	0年

【サービスの職業】

等級	職務の内容	基本給額 及び 調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※ 1)	賞与額 (※ 2)	合計額 (※ 4)
A ランク	上級 (高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,554 ～	312	1,866
B ランク	中級 (熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,321 ～	265	1,585
C ランク	初級 (簡単な熟練を要しない 仕事)	1,040 ～	209	1,249

≥

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※ 3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
1,865	10 年
1,585	3 年
1,248	0 年

〈愛知県〉

等級	職務の内容	基本給額 及び 調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※ 1)	賞与額 (※ 2)	合計額 (※ 4)
A ランク	上級 (高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,689 ～	339	2,028
B ランク	中級 (熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,445 ～	290	1,735
C ランク	初級 (簡単な熟練を要しない 仕事)	1,151 ～	231	1,382

≥

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※ 3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
2,028	10 年
1,735	3 年
1,381	0 年

〈岐阜県〉

等級	職務の内容	基本給額 及び 調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※ 1)	賞与額 (※ 2)	合計額 (※ 4)
A ランク	上級 (高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,624 ～	326	1,950
B ランク	中級 (熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,390 ～	279	1,669
C ランク	初級 (簡単な熟練を要しない 仕事)	1,107 ～	222	1,329

≥

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※ 3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
1,950	10 年
1,668	3 年
1,329	0 年

〈三重県〉

等級	職務の内容	基本給額 及び 調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※ 1)	賞与額 (※ 2)	合計額 (※ 4)
A ランク	上級 (高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,599 ～	321	1,920
B ランク	中級 (熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,368 ～	275	1,643
C ランク	初級 (簡単な熟練を要しない 仕事)	1,091 ～	219	1,310

≥

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※ 3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
1,920	10 年
1,643	3 年
1,309	0 年

【警備・保安の職業】

等級	職務の内容	基本給額及び調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※ 1)	賞与額 (※ 2)	合計額 (※ 4)
A ランク	上級 (高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,399 ～	281	1,680
B ランク	中級 (熟練した中程度の難易度の 仕事)	1,189 ～	239	1,428
C ランク	初級 (簡単な熟練を要しない 仕事)	937 ～	188	1,125

≥

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※ 3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
1,679	10 年
1,427	3 年
1,124	0 年

〈愛知県〉

等級	職務の内容	基本給額及び調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※ 1)	賞与額 (※ 2)	合計額 (※ 4)
A ランク	上級 (高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,527 ～	307	1,834
B ランク	中級 (熟練した中程度の難易度の 仕事)	1,307 ～	262	1,569
C ランク	初級 (簡単な熟練を要しない 仕事)	1,043 ～	209	1,252

≥

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※ 3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
1,833	10 年
1,569	3 年
1,251	0 年

〈岐阜県〉

等級	職務の内容	基本給額及び調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※ 1)	賞与額 (※ 2)	合計額 (※ 4)
A ランク	上級 (高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,468 ～	295	1,763
B ランク	中級 (熟練した中程度の難易度の 仕事)	1,257 ～	252	1,509
C ランク	初級 (簡単な熟練を要しない 仕事)	1,003 ～	202	1,205

≥

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※ 3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
1,763	10 年
1,509	3 年
1,204	0 年

〈三重県〉

等級	職務の内容	基本給額及び調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※ 1)	賞与額 (※ 2)	合計額 (※ 4)
A ランク	上級 (高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,446 ～	290	1,736
B ランク	中級 (熟練した中程度の難易度の 仕事)	1,238 ～	249	1,487
C ランク	初級 (簡単な熟練を要しない 仕事)	988 ～	199	1,187

≥

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※ 3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
1,736	10 年
1,486	3 年
1,186	0 年

【農林漁業の職業】

等級	職務の内容	基本給額及び調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※ 1)	賞与額 (※ 2)	合計額 (※ 4)
A ランク	上級 (高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,443 ～	290	1,733
B ランク	中級 (熟練した中程度の難易度の 仕事)	1,227 ～	246	1,473
C ランク	初級 (簡単な熟練を要しない 仕事)	966 ～	194	1,160

≥

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※ 3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
1,732	10 年
1,472	3 年
1,159	0 年

〈愛知県〉

等級	職務の内容	基本給額及び調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※ 1)	賞与額 (※ 2)	合計額 (※ 4)
A ランク	上級 (高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,573 ～	316	1,889
B ランク	中級 (熟練した中程度の難易度の 仕事)	1,346 ～	270	1,616
C ランク	初級 (簡単な熟練を要しない 仕事)	1,073 ～	216	1,289

≥

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※ 3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
1,889	10 年
1,616	3 年
1,288	0 年

〈岐阜県〉

等級	職務の内容	基本給額及び調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※ 1)	賞与額 (※ 2)	合計額 (※ 4)
A ランク	上級 (高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,513 ～	304	1,817
B ランク	中級 (熟練した中程度の難易度の 仕事)	1,295 ～	260	1,555
C ランク	初級 (簡単な熟練を要しない 仕事)	1,033 ～	207	1,240

≥

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※ 3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
1,816	10 年
1,554	3 年
1,239	0 年

〈三重県〉

等級	職務の内容	基本給額及び調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※ 1)	賞与額 (※ 2)	合計額 (※ 4)
A ランク	上級 (高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,490 ～	299	1,789
B ランク	中級 (熟練した中程度の難易度の 仕事)	1,275 ～	256	1,531
C ランク	初級 (簡単な熟練を要しない 仕事)	1,017 ～	204	1,221

≥

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※ 3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
1,788	10 年
1,531	3 年
1,221	0 年

【製造・修理・塗装・製図等の職業】

等級	職務の内容	基本給額 及び 調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※ 1)	賞与額 (※ 2)	合計額 (※ 4)
A ランク	上級 (高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,433 ～	288	1,721
B ランク	中級 (熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,218 ～	245	1,463
C ランク	初級 (簡単な熟練を要しない 仕事)	959 ～	193	1,152

≧

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※ 3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
1,720	10 年
1,462	3 年
1,151	0 年

〈愛知県〉

等級	職務の内容	基本給額 及び 調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※ 1)	賞与額 (※ 2)	合計額 (※ 4)
A ランク	上級 (高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,563 ～	314	1,877
B ランク	中級 (熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,338 ～	269	1,607
C ランク	初級 (簡単な熟練を要しない 仕事)	1,066 ～	214	1,280

≧

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※ 3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
1,876	10 年
1,606	3 年
1,280	0 年

〈岐阜県〉

等級	職務の内容	基本給額 及び 調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※ 1)	賞与額 (※ 2)	合計額 (※ 4)
A ランク	上級 (高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,503 ～	302	1,805
B ランク	中級 (熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,286 ～	258	1,544
C ランク	初級 (簡単な熟練を要しない 仕事)	1,026 ～	206	1,232

≧

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※ 3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
1,804	10 年
1,544	3 年
1,231	0 年

〈三重県〉

等級	職務の内容	基本給額 及び 調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※ 1)	賞与額 (※ 2)	合計額 (※ 4)
A ランク	上級 (高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,480 ～	297	1,777
B ランク	中級 (熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,267 ～	254	1,521
C ランク	初級 (簡単な熟練を要しない 仕事)	1,011 ～	203	1,214

≧

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※ 3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
1,776	10 年
1,521	3 年
1,213	0 年

【配送・輸送・機械運転の職業】

等級	職務の内容	基本給額 及び 調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※ 1)	賞与額 (※ 2)	合計額 (※ 4)
A ランク	上級 (高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,590 ～	319	1,909
B ランク	中級 (熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,352 ～	271	1,623
C ランク	初級 (簡単な熟練を要しない 仕事)	1,064 ～	214	1,278

≧

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※ 3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
1,908	10 年
1,622	3 年
1,277	0 年

〈愛知県〉

等級	職務の内容	基本給額 及び 調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※ 1)	賞与額 (※ 2)	合計額 (※ 4)
A ランク	上級 (高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,727 ～	347	2,074
B ランク	中級 (熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,477 ～	297	1,774
C ランク	初級 (簡単な熟練を要しない 仕事)	1,176 ～	236	1,412

≧

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※ 3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
2,073	10 年
1,773	3 年
1,412	0 年

〈岐阜県〉

等級	職務の内容	基本給額 及び 調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※ 1)	賞与額 (※ 2)	合計額 (※ 4)
A ランク	上級 (高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,660 ～	333	1,993
B ランク	中級 (熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,421 ～	285	1,706
C ランク	初級 (簡単な熟練を要しない 仕事)	1,131 ～	227	1,358

≧

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※ 3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
1,993	10 年
1,705	3 年
1,358	0 年

〈三重県〉

等級	職務の内容	基本給額 及び 調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※ 1)	賞与額 (※ 2)	合計額 (※ 4)
A ランク	上級 (高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,635 ～	328	1,963
B ランク	中級 (熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,399 ～	281	1,680
C ランク	初級 (簡単な熟練を要しない 仕事)	1,114 ～	224	1,338

≧

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※ 3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
1,962	10 年
1,679	3 年
1,338	0 年

【運搬・清掃・包装・選別等の職業】

等級	職務の内容	基本給額 及び 調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※ 1)	賞与額 (※ 2)	合計額 (※ 4)
A ランク	上級 (高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,442 ～	289	1,731
B ランク	中級 (熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,226 ～	246	1,472
C ランク	初級 (簡単な熟練を要しない 仕事)	965 ～	194	1,159

≧

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※ 3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
1,730	10年
1,471	3年
1,158	0年

〈愛知県〉

等級	職務の内容	基本給額 及び 調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※ 1)	賞与額 (※ 2)	合計額 (※ 4)
A ランク	上級 (高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,572 ～	315	1,887
B ランク	中級 (熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,345 ～	270	1,615
C ランク	初級 (簡単な熟練を要しない 仕事)	1,072 ～	215	1,287

≧

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※ 3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
1,887	10年
1,615	3年
1,287	0年

〈岐阜県〉

等級	職務の内容	基本給額 及び 調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※ 1)	賞与額 (※ 2)	合計額 (※ 4)
A ランク	上級 (高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,511 ～	303	1,814
B ランク	中級 (熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,294 ～	260	1,554
C ランク	初級 (簡単な熟練を要しない 仕事)	1,032 ～	207	1,239

≧

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※ 3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
1,814	10年
1,553	3年
1,238	0年

〈三重県〉

等級	職務の内容	基本給額 及び 調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※ 1)	賞与額 (※ 2)	合計額 (※ 4)
A ランク	上級 (高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,488 ～	299	1,787
B ランク	中級 (熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,274 ～	256	1,530
C ランク	初級 (簡単な熟練を要しない 仕事)	1,016 ～	204	1,220

≧

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※ 3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
1,786	10年
1,530	3年
1,220	0年

(備考)

- 賞与については、半期ごとの勤務評価の結果により、A評価（標準より優秀）であれば基本給額の25%相当、B評価（標準）であれば基本給額の20%相当、C評価（標準より物足りない）であれば基本給額の15%相当を支給する。
- 未だ勤務評価を実施していない対象従業員については、C評価（標準より物足りない）とみなして支給する。
- 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、月給を月の所定労働時間数で除して時給換算した額により比較するものとする。
- 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、賞与額は標準的な評価であるB評価の場合の額によることとする。
- 手当額には、調整給、精勤手当、勤務手当、特別手当が含まれ、直近の事業年度において協定対象派遣労働者に支給された額の平均額により算出するものとする。

記入上の注意

- ※1 派遣労働者の基本給及び各種手当（賞与、超過勤務手当、通勤手当（分離して比較する場合）及び退職手当を除く）の合計を時給換算したものを記載。勤務評価の結果、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、スタッフ賃金規程第3条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条に準じて加算
- ※2 賞与額は半期ごとの支給であったとしても時給換算したものを記載
- ※3 それぞれの等級の職務の内容が何年の能力・経験に相当するかの対応関係を労使で定め、それに応じた同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※4 基本給額及び調整給、精勤手当、勤務手当、特別手当と賞与額の合計額を記載。この合計額が対応する同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上になっていることを確認

※協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表2と別表4に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であることを確認した旨の書面を添付すること。

別表3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（退職手当の関係）

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年	定年
支給率 (月数)	自己都合退職	0.8	1.4	3.0	4.9	7.1	9.2	11.3	12.9	—
	会社都合退職	1.1	1.8	3.9	6.1	8.5	10.8	13.1	14.6	16.3

(資料出所)「令和4年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)における退職金の支給率(モデル退職金・大学卒)に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合をかけた数値(71.5%)として通達で定めたもの

別表4 対象従業員の退職手当の額

勤続年数		3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上	定年 (33年超)
支給月数	自己都合退職	0.8	1.4	3.1	5.3	7.6	10.6	12.9	—
	会社都合退職	1.2	1.9	4.1	6.5	9.2	11.8	14.6	16.3

別表3 (再掲)

Ⅳ

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年	定年
支給率 (月数)	自己都合退職	0.8	1.4	3.0	4.9	7.1	9.2	11.3	12.9	—
	会社都合退職	1.1	1.8	3.9	6.1	8.5	10.8	13.1	14.6	16.3

(備考)

- 退職手当については、退職時の基本給額（各人の1か月所定内労働時間を乗じて算出する）及び調整給、精勤手当、勤務手当、特別手当に退職手当の支給月数を乗じて得た額を支給する。
- 退職手当の受給に必要な最低勤続年数は3年とし、退職時の勤続年数が3年未満の場合は支給しない。

※ 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表2と別表4に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であることを確認した旨の書面を添付すること。